

四日市市自治会加入の促進と
自治会活動推進のための条例

手引書

令和 2 年 4 月

四 日 市 市

目 次

1	四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例	1
2	四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の解釈及び運用	
	前文	5
	第1条（目的）	7
	第2条（定義）	8
	第3条（基本理念）	9
	第4条（地域住民の役割）	10
	第5条（自治会の役割）	11
	第6条（事業者の役割）	13
	第7条（住宅関連事業者の役割）	14
	第8条（市の責務等）	15
	第9条（委任）	17

四日市市自治会加入の促進と
自治会活動推進のための条例

四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例

令和元年12月25日

四日市市条例第45号

私たちのまち四日市市では、地区市民センターを核とし、市民に最も身近なコミュニティとして地域の生活を支える自治会が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

また、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

そこで、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ここに「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るために必要な事項を定め、もって誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 自治会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

（自治会の役割）

第5条 自治会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

- 2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めなければならない。
- 3 自治会は、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これを強制してはならない。
- 4 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員（地域住民のうち、自治会に加入している者をいう。）に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。
- 5 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(市の責務等)

第8条 市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会との協働に努めるものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。

3 市は、自治会への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

四日市市自治会加入の促進と
自治会活動推進のための条例の
解釈及び運用

前 文

私たちのまち四日市市では、地区市民センターを核とし、市民に最も身近なコミュニティとして地域の生活を支える自治会が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

また、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

そこで、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ここに「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を制定します。

【趣旨】

前文は、自治会加入の促進と自治会活動推進に係る四日市市としての基本理念や政策意図を強調するために置いたものです。

【解釈及び運用】

1 平成 26 年 12 月 22 日に制定した四日市市市民協働促進条例（平成 26 年四日市市条例第 43 号）は、市民活動が公共の場で果たす役割の重要性に鑑み、市民主権の理念のもと、市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことを促進し、もって誰もが暮らしやすいまちづくりに資することを目的としたものです。

誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現という点において、「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」と「四日市市市民協働促進条例」は共通の理念を有するものですが、本条例は、地域コミュニティの活性化に寄与する様々な団体の中でも、特に自治会の重要性に鑑み、自治会加入の促進と自治会活動推進に特化した条例として、新たに制定するものです。

2 四日市市は、明治 30 年に市制を施行して以来、市町村合併により現在の市域を形成してきています。現在の地区市民センターは、歴史的に形成された地域のまとまりを基礎にした地域づくりの拠点として、また、地域に身近な行政サービスの拠点としての役割を果たしてきており、地域力の向上が求められている現状において、本市の大きな強みとなっています。

また、四日市市は自治会活動が盛んであり、自治会加入率は 85.3%（平成 31 年 4 月 1 日時点）で、ここ 10 年間に於いても 80% 台半ばを維持しており、他市と比較しても高い水準です。

しかしながら、核家族化や高齢化の進展により、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが難しい状況となっています。

一方、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

このような状況において、自治会加入の促進と自治会活動推進に係る四日市市の基本理念及び政策意図を明文化することにより、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図っていくという本市の方針を明確にしようとするものです。

第1条（目的）

第1条 この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るために必要な事項を定め、もって誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、第3条の規定と併せて、条例の解釈及び運用の指針となるものです。

【解釈及び運用】

1 四日市市は自治会活動が盛んであり、自治会加入率は85.3%（平成31年4月1日時点）で、ここ10年間においても80%台半ばを維持しており、他市と比較しても高い水準です。

しかしながら、核家族化や高齢化の進展により、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが難しい状況となっています。

一方、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

このような社会情勢や自然環境の変化に対応するため、地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び市といった、自治会に関係する主体の役割等を定めるとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図ることで、誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を実現しようとするものです。

2 「安全・安心で快適に暮らす」とは、社会情勢が変化し、又は自然環境の変化により自然災害が頻発する状況等においても、地域社会における安全・安心ネットワークとしての役割を担う自治会を中心として、安全・安心で快適な生活を維持していくという趣旨です。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）をいう。

【趣旨】

本条は、この条例に規定する「自治会」、「事業者」及び「住宅関連事業者」について定義したものです。

【解釈及び運用】

- 1 「自治会」とは、地縁（＝住む土地に基づく縁故関係のこと。）に基づき形成された自治組織をいいます。これは町単位の自治会だけでなく、地区連合自治会等を含むものと解します。
- 2 「事業者」とは、四日市市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいいます。市内に事務所又は事業所を有して事業を行う者であれば、会社の種別（株式会社、有限会社等）や事業規模等にかかわらず、全て「事業者」と解します。
- 3 「住宅関連事業者」とは、四日市市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理を業として行う者及びこれらの者を代理し、又は媒介する者をいいます。平成26年7月16日に「四日市市における自治会への加入促進に関する協定」を締結した公益社団法人三重県宅地建物取引業協会だけでなく、建築会社やハウスメーカー、アパートやマンションの仲介業者等、住宅の流通に関わる全ての事業者を「住宅関連事業者」と解します。

第3条（基本理念）

第3条 自治会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること。
- (2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。
- (3) 自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。
- (4) 地域住民、自治会、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

【趣旨】

本条は、地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び市がこの条例の解釈及び運用を行うにあたり、基本となる考え方を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項に規定する「自治会が中心的な役割を担っている」とは、地域社会生活において、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災、地域を担う人材育成、組回覧等を通じた情報の伝達、集会所の維持管理、防犯外灯の整備、地域清掃やごみ集積所の管理を通じた公衆衛生の維持管理等、様々な場面で自治会が活躍していることについて、確認的に規定したものです。

地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び市は、地域における自治会の役割を理解しなければなりません。

2 自治会の役割の重要性に鑑みてもなお、自治会への加入及び参加の促進の場面において、個人の尊厳や価値観、基本的人権等は優先して保護されなければならないことについて、確認的に規定したものです。

3 自治会は地縁に基づき形成された自治組織であって、自治会の在り方については、地域の慣習、地域が有する諸課題、地域住民の気質等により、地域住民自らが形成していくものです。このことから、自治会への加入及び参加の促進の場面においては、自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要となります。

4 地域住民、自治会、事業者、住宅関連事業者及び市は、それぞれの役割及び責務を理解し、相互に協働することにより、自治会への加入及び参加の促進を進めます。

第4条（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自治会加入の促進と自治会活動推進における地域住民の役割を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 「地域の一員である」とは、地域住民は、住所（＝居所）を定めて生活するうえで、自治会への加入・非加入の別を問わず、地縁（＝住む土地に基づく縁故関係）の中で生活していることを意味しています。
- 2 地域住民の役割の具体例としては、以下のようなものを想定しています。
 - ・自治会非加入者については、自治会への加入に努めること。
 - ・自治会加入者については、総会（役員会）、清掃作業、ごみ集積所の管理、夏祭りや文化祭等、地域コミュニティの活性化に資する地域活動に積極的かつ主体的に参加するよう努めること。
- 3 本条は、地域住民の「努力義務（※）」を規定したものです。

※ 「努力義務」とは、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことです。遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、その達成度も当事者の判断に委ねられます。

第5条（自治会の役割）

第5条 自治会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めなければならない。

3 自治会は、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これを強制してはならない。

4 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員（地域住民のうち、自治会に加入している者をいう。）に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。

5 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自治会加入の促進と自治会活動推進における自治会の役割を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第1項に規定する「地域の中心的な担い手」とは、地域社会生活において、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災、地域を担う人材育成、組回覧等を通じた情報の伝達、集会所の維持管理、防犯外灯の整備、地域清掃やごみ集積所の管理を通じた公衆衛生の維持管理等、様々な場面で自治会が活躍していることについて、確認的に規定したものです。

2 第2項に規定する「自発的」及び第3項に規定する「個人の自由な意思」とは、自治会の法的性格について、最高裁判所が「会員相互の親ぼくを図ること、快適な環境の維持管理及び共同の利害に対処すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを目的として設立されたものであり、いわゆる強制加入団体でもなく」と判示（最三小判平成17年4月26日判時1897号10頁）していることを受け、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流においては、地域住民の意思が最大限尊重されるべきであることを確認的に規定したものです。

なお、自治会加入をめぐることは、自治会加入を明確に拒否しているにもかかわらず、執拗に加入することを求めた事案について、不法行為に基づく慰謝料請求が認容された裁判例があります（福岡高判平成26年2月18日判時2221号42頁）。

3 第4項に規定する「内部統制を適正に行う」とは、市の施策として自治会加入を促進し、自治会活動を推進していこうとするうえで、その主体である自治会の内部統制及び運営が法令や規約に基づき適正になされることが望ましいものと考えため、

明文化したものです。

また、「自治会運営に関する情報を定期的に公開」とは、自治会の総会等の機会を捉え、少なくとも年1回以上公開することを想定しています。

4 第5項に規定する「地域を担う人材の育成」とは、自治会等において役員のなり手不足が大きな課題となっている現状に鑑み、地域を担う人材の発掘及び育成を進め、持続可能な自治会運営を行うために規定したものです。

5 自治会の役割の具体例としては、以下のようなものを想定しています。

- ・総会（役員会）、清掃作業、ごみ集積所の管理、夏祭りや文化祭等、地域コミュニティの活性化に資する地域活動を積極的に行うこと。
- ・自治会加入に係る勧誘を行い、自治会に加入しようとする者に対し、自治会組織や活動等に関する情報提供を行うこと。
- ・自治会の適正な運営に資するため、内部統制を適正に行うとともに、自治会員に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を総会等の機会を捉え、定期的に（少なくとも年1回以上）公開すること。
- ・自治会運営や自治会活動等を通じて、地域を担う人材の育成に努めること。

6 本条第1項、第2項及び第5項は、自治会の「努力義務（※1）」を規定し、第3項及び第4項は、自治会の「義務（※2）」を規定したものです。

※1 「努力義務」とは、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことです。遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、その達成度も当事者の判断に委ねられます。

※2 「義務」とは、従うべきとされることを意味します。義務の根拠としては、理性、道徳、倫理、法制度（法令、契約など）、慣習などが挙げられます。

第6条（事業者の役割）

第6条 事業者は、自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自治会加入の促進と自治会活動推進における事業者の役割を定めたものです。

【解釈及び運用】

1 第2項に規定する「従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮」とは、従業員が住所（＝居所）を定めて生活する地域の自治会活動に参加することができるよう、職場環境の整備を事業者をお願いするものです。

従業員は、事業所に雇用されている者であると同時に、住所（＝居所）を定めて生活する地域住民でもあります。従業員が自治会活動に積極的に参加するためには、仕事と自治会活動の両立を図ることができる職場環境の整備が必要であるため、事業者の役割として規定したものです。

2 事業者の役割の具体例としては、以下のようなものを想定しています。

- ・事務所又は事業所が所在する地域の自治会活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めること。
- ・従業員がその居住する地域の自治会活動に参加しやすい職場環境を整備（有給休暇の取得等）するよう努めること。

3 本条は、事業者の「努力義務（※）」を規定したものです。

※ 「努力義務」とは、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことです。遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、その達成度も当事者の判断に委ねられます。

第7条（住宅関連事業者の役割）

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自治会加入の促進と自治会活動推進における住宅関連事業者の役割を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 第1項に規定する「市の施策」とは、自治会への加入及び参加の促進のために市が行う全ての施策をいいます。住宅関連事業者には、これらの施策のうち、チラシの配布やポスター掲示による広報・啓発、自治会に関する情報の提供などについて、可能な範囲で協力をお願いしようとするものです。
- 2 第2項に規定する「住宅の建築等」とは、住宅の建築、販売、賃貸又は管理といった、住宅の流通に係るあらゆる場面をいいます。
- 3 住宅関連事業者の役割の具体例としては、以下のようなものを想定しています。
 - ・住宅の建築、販売、賃貸又は管理といった、流通のあらゆる機会を捉え、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めること。
 - ・公益社団法人三重県宅地建物取引業協会にあっては、平成26年7月16日に四日市市自治会連合会、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び四日市市の三者で締結した「四日市市における自治会への加入促進に関する協定」を履行すること。
- 4 本条は、住宅関連事業者の「努力義務（※）」を規定したものです。

※ 「努力義務」とは、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことです。遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、その達成度も当事者の判断に委ねられます。

第8条（市の責務等）

- 第8条 市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会との協働に努めるものとする。
- 2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。
- 3 市は、自治会への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自治会加入の促進と自治会活動推進における市の責務等を定めたものです。

【解釈及び運用】

- 1 第1項に規定する「自治会との協働」とは、市が行う様々な事業や施策のうち、自治会との関係性が強いものや、自治会との協働が有益であるもの等において、自治会との積極的な協働を図っていくという趣旨です。

なお、自治会が行う活動には様々なものがあり、例えば市の施策と相反するものや宗教的意味合いが強いもの等、自治会との協働が適切でないものにおいては、市と自治会が協働すべきでないことは言うまでもありません。

- 2 第2項に規定する「自治会の負担軽減に配慮」とは、業務委託や各種委員の推薦等、市が自治会に依頼している事業内容の精査・見直しを行い、自治会の負担軽減に配慮することをいいます。特に長期にわたり継続して依頼している事業については、事業の廃止・縮小を含めて検討する必要があります。

本規定は、市が自治会に依頼している事項が増加傾向にあり、自治会活動に支障をきたしているとの自治会の意見を受けて設けたものです。自治会の負担軽減については、自治会活動を維持・向上していくにあたり重要な要素であり、市として前向きに取り組んでいく必要があります。

- 3 第3項に規定する「必要な財政的援助」とは、自治会の組織及び活動の維持を支援するため、公益的事業への補助金や委託業務に係る委託料等、必要な予算を市として確保していくことをいいます。

本市では、自治会に対する資金面での支援として、集会所建築等補助金、防犯外灯設置等及び電灯料に関する補助金、防犯カメラ設置事業補助金など、様々な助成制度を設けて自治会活動の支援を行っています。また、自治会の活動において公益性があり、補助対象とすることが適当であると認められるものについては、補助制度の新設・拡充についても調査・研究していく必要があります。

さらに、各自治会への市政情報の提供などを通して、市民の市政への理解及び協力を得るためにポスター掲示や組回覧を委託するとともに、市の施策や事業を円滑に進めるために公共事業の周知や災害時の罹災の取りまとめ業務などを各地区連合自治会に委託しています。

自治会へのこのような支援や委託事業については、社会情勢の変化への対応や地域の実情などにより、適宜見直しを行っていく方針です。

4 第4項に規定する「広報及び啓発」とは、新規パンフレットの作成・配布（＝自治会加入促進支援事業）、広報よっかいちの活用等により行うことを想定しています。

自治会加入を促進するため、自治会の意義や役割、活動等を紹介するパンフレットを作成し、転入・転居者だけでなく、自治会非加入者にも配布していく方針です。

広報及び啓発については、予算議論等が必要となるものではありませんが、様々な機会を捉えて積極的に行っていく必要があります。

5 市の責務の具体例としては、以下のようなものを想定しています。

- ・ 広報広聴主任者会議等の機会を捉え、自治会への組回覧やポスター掲示の依頼案件の見直しを行うこと。
- ・ 連合自治会長等に対する各種委員への就任依頼について、委員会自体の必要性や地区代表委員の必要性等の見直しを行うこと。
- ・ 自治会の組織及び活動の維持を支援するため、公益的事業への補助金や委託業務に係る委託料等、必要な予算の確保に努めること。
- ・ 補助制度の新設、見直し等にあっては、自治会等のニーズの把握に努めること。
- ・ 広報及び啓発については、新規パンフレットの作成・配布（＝自治会加入促進支援事業）、広報よっかいちの活用等、様々な機会を捉えて積極的に行うこと。

6 本条第1項、第3項及び第4項は、市の「努力義務（※1）」を規定し、第2項は、市の「義務（※2）」を規定したものです。

※1 「努力義務」とは、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁を受けない作為義務・不作為義務のことです。遵守されるか否かは当事者の任意の協力にのみ左右され、その達成度も当事者の判断に委ねられます。

※2 「義務」とは、従うべきとされることを意味します。義務の根拠としては、理性、道徳、倫理、法制度（法令、契約など）、慣習などが挙げられます。

第9条（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するために必要な事項は、市長が定めることを規定したものです。

【解釈及び運用】

- 1 「条例の施行に関し必要な事項」とは、条例を施行するために必要な解釈や運用基準等をいいます。
- 2 「市長が別に定める」とは、市長が規則や要綱、事務マニュアル等により規定することをいいます。
- 3 本条例が「理念条例」としての性格を有し、別段の手續等を想定したものでないことから、条例施行時点においては、この手引書のような事務マニュアルの作成を想定しています。

